

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 市 税		25,663,091
	1. 市 民 税	12,235,209
	2. 固 定 資 産 税	10,244,926
	3. 軽 自 動 車 税	396,388
	4. 市 た ば こ 税	985,476
	5. 鉦 産 税	1
	6. 特 別 土 地 保 有 税	1
	7. 都 市 計 画 税	1,801,090
2. 地 方 譲 与 税		372,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	81,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	265,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	26,000
3. 利 子 割 交 付 金		20,000
	1. 利 子 割 交 付 金	20,000
4. 配 当 割 交 付 金		268,000
	1. 配 当 割 交 付 金	268,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		400,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	400,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		339,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	339,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		4,130,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	4,130,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		29,843
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,843
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		81,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	81,000
10. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		80,836
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,836

11. 地 方 特 例 交 付 金		157,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	157,000
12. 地 方 交 付 税		10,170,000
	1. 地 方 交 付 税	10,170,000
13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		209,508
	1. 負 担 金	209,508
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		1,350,342
	1. 使 用 料	1,234,037
	2. 手 数 料	116,305
16. 国 庫 支 出 金		15,982,196
	1. 国 庫 負 担 金	13,594,224
	2. 国 庫 補 助 金	2,334,109
	3. 委 託 金	53,863
17. 府 支 出 金		7,197,270
	1. 府 負 担 金	4,727,781
	2. 府 補 助 金	1,997,807
	3. 委 託 金	471,682
18. 財 産 収 入		76,865
	1. 財 産 運 用 収 入	70,721
	2. 財 産 売 払 収 入	6,144
19. 寄 附 金		200,000
	1. 寄 附 金	200,000
20. 繰 入 金		1,118,789
	1. 基 金 繰 入 金	1,118,789
21. 諸 収 入		2,885,160
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	50,319
	2. 市 預 金 利 子	12,888
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,816,132
	4. 受 託 事 業 収 入	42,340
	5. 雑 入	963,481

22. 市	債	13,363,100
	1. 市 債	13,363,100
歳 入 合 計		84,110,000

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		446,486
	1. 議 会 費	446,486
2. 総 務 費		8,960,012
	1. 総 務 管 理 費	7,262,100
	2. 徴 税 費	877,335
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	566,482
	4. 選 挙 費	86,533
	5. 統 計 調 査 費	125,609
	6. 監 査 委 員 費	41,953
3. 民 生 費		36,807,619
	1. 社 会 福 祉 費	17,819,702
	2. 児 童 福 祉 費	13,962,500
	3. 生 活 保 護 費	5,021,911
	4. 災 害 救 助 費	3,506
4. 衛 生 費		5,240,430
	1. 保 健 衛 生 費	2,197,295
	2. 清 掃 費	3,043,135
5. 労 働 費		46,896
	1. 労 働 諸 費	46,896
6. 農 林 水 産 業 費		425,532
	1. 農 業 費	313,783
	2. 林 業 費	110,443
	3. 水 産 業 費	1,306
7. 商 工 費		2,351,171
	1. 商 工 費	2,351,171

8. 土 木 費		6,866,851
	1. 土 木 管 理 費	627,914
	2. 道 路 橋 梁 費	2,258,784
	3. 河 川 費	354,886
	4. 都 市 計 画 費	3,151,483
	5. 住 宅 費	473,784
9. 消 防 費		2,674,342
	1. 消 防 費	2,674,342
10. 教 育 費		15,062,661
	1. 教 育 総 務 費	9,081,472
	2. 小 学 校 費	3,093,525
	3. 中 学 校 費	1,354,616
	4. 幼 稚 園 費	740,334
	5. 社 会 教 育 費	792,714
11. 災 害 復 旧 費		56,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	50,000
12. 公 債 費		4,750,699
	1. 公 債 費	4,750,699
13. 諸 支 出 金		341,301
	1. 土 地 開 発 基 金 費	3,920
	2. 開 発 公 社 費	337,381
14. 予 備 費		80,000
	1. 予 備 費	80,000
歳 出 合 計		84,110,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
第6次総合計画・第2期中期計画策定支援業務委託事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	12,000
文化センター長寿命化事業（電気設備等）	自 令和 7年度 至 令和 8年度	61,000
障害福祉計画策定支援業務委託事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	3,800
高齢者保健福祉計画等策定支援業務委託事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	6,000
清掃車両購入事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	44,000
廃棄物収集運搬業務委託事業（びん・ペットボトル）	自 令和 7年度 至 令和11年度	192,000
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助（令和7年度融資分）	自 令和 7年度 至 令和11年度	融資金利子の内1.4%の利率に相当する額。ただし、融資金利子が1.4%を下回る場合はその融資金利子に相当する額（融資実行日から36ヵ月分）
宇治市中小企業低利融資制度に対する利子補給補助（令和7年度緊急融資分）	自 令和 7年度 至 令和10年度	融資金利子に相当する額（融資実行日から24ヵ月分）
天ヶ瀬ダムかわまちづくり推進事業（広場等整備）	自 令和 7年度 至 令和 8年度	120,120
J R 黄檗駅前広場整備事業	自 令和 7年度 至 令和 8年度	111,300
近鉄小倉駅周辺地区整備事業（土地区画整理事業事業計画作成支援等）	自 令和 7年度 至 令和 9年度	73,600
お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業（その3）	自 令和 7年度 至 令和18年度	81,740
北小倉地域公園整備事業（基本設計等）	自 令和 7年度 至 令和 8年度	43,000
へき地校通学バス運行管理業務委託事業	自 令和 7年度 至 令和10年度	61,000

（仮）西小倉地域小中一貫校整備事業（解体工事）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	288,480
給食センター整備事業（その2）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	260,000
給食センター調理等委託事業	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	1,120,000
学校給食調理委託事業（菟道第二小学校、北槇島小学校、伊勢田小学校、大久保小学校、平盛小学校、木幡小学校、御蔵山小学校）	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	457,200
小学校空調設備整備事業（神明小学校、槇島小学校、伊勢田小学校、南部小学校）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	23,020
中学校空調設備整備事業（槇島中学校、西宇治中学校、南宇治中学校）	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	23,180

第3表 地方債

（単位 千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業債	84,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。
文化センター整備事業債	41,200			
防災情報システム整備事業債	17,500			
防災行政無線整備事業債	935,700			
自転車等駐車場整備事業債	28,100			
公共交通施設整備事業債	13,300			
安全・安心のまち整備事業債	300,300			
社会福祉施設整備事業債	214,500			
地域福祉施設整備事業債	45,300			
保育所施設整備事業債	25,100			
育成学級施設整備事業債	12,800			
水道事業会計出資債	340,300			

斎場施設整備事業債	30,600				
清掃施設整備事業債	38,000				
林道整備事業債	10,000				
商工施設整備事業債	213,600				
道路整備事業債	1,404,600				
河川排水路整備事業債	124,800				
街路整備事業債	2,700				
公園整備事業債	278,200				
市営住宅建設事業債	177,700				
消防施設整備事業債	414,600				
不登校児童生徒自立支援教室 整備事業債	32,000				
給食施設整備事業債	1,972,900				
小学校施設整備事業債	2,775,100				
中学校施設整備事業債	3,250,400				
総合野外活動センター整備 事業債	13,700				
源氏物語ミュージアム整備 事業債	38,300				
林業施設災害復旧事業債	2,600				
河川等災害復旧事業債	50,000				
7年度借換債	475,200				
合 計	13,363,100				

令和7年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算	(一時借入金)
令和7年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。	第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。
(歳入歳出予算)	
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,383,000千円と定める。	
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1.国民健康保険料		3,374,774
	1.国民健康保険料	3,374,774
2.一部負担金		2
	1.一部負担金	2
3.使用料及び手数料		1,169
	1.手数料	1,169
4.国庫支出金		33,010
	1.国庫補助金	33,010
5.府支出金		12,212,125
	1.府補助金	12,212,125
6.財産収入		759
	1.財産運用収入	759
7.繰入金		1,740,802
	1.一般会計繰入金	1,656,321
	2.基金繰入金	84,481
8.諸収入		20,359
	1.延滞金及び過料	8,453
	2.市預金利子	1
	3.雑入	11,905
歳入合計		17,383,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		308,069
	1. 総務管理費	280,373
	2. 徴収費	26,303
	3. 運営協議会費	1,086
	4. 趣旨普及費	307
2. 保険給付費		12,102,825
	1. 療養諸費	10,398,236
	2. 高額療養費	1,614,361
	3. 移送費	1
	4. 出産育児諸費	50,021
	5. 葬祭諸費	13,000
	6. 精神・結核医療付加金	27,206
3. 国民健康保険事業費納付金		4,704,052
	1. 医療給付費分	3,333,529
	2. 後期高齢者支援金等分	1,009,382
	3. 介護納付金分	361,141
4. 保健事業費		226,479
	1. 特定健康診査等事業費	102,511
	2. 保健事業費	123,968
5. 基金積立金		759
	1. 基金積立金	759
6. 公債費		3,500
	1. 公債費	3,500
7. 諸支出金		20,316
	1. 償還金及び還付加算金	20,316
8. 予備費		17,000
	1. 予備費	17,000
歳出合計		17,383,000

令和7年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算
令和7年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
4,128,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金
額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		3,163,276
	1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3,163,276
2.使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1.手 数 料	198
3.繰 入 金		871,289
	1.一 般 会 計 繰 入 金	871,289
4.諸 収 入		93,237
	1.延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	137
	2.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
	3.市 預 金 利 子	1
	4.雑 入	85,598
歳 入 合 計		4,128,000

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1.総 務 費		80,103
	1.総 務 管 理 費	73,635
	2.徴 収 費	6,468
2.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,892,080
	1.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,892,080
3.保 健 事 業 費		144,216
	1.健 康 保 持 増 進 事 業 費	144,216
4.諸 支 出 金		7,501
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
5.予 備 費		4,100
	1.予 備 費	4,100
歳 出 合 計		4,128,000

令和7年度宇治市介護保険事業特別会計予算

令和7年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,026,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		3,521,343
	1. 介 護 保 険 料	3,521,343
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		269
	1. 手 数 料	269
3. 国 庫 支 出 金		4,182,127
	1. 国 庫 負 担 金	3,052,735
	2. 国 庫 補 助 金	1,129,392
4. 支 払 基 金 交 付 金		4,667,315
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,667,315
5. 府 支 出 金		2,521,197
	1. 府 負 担 金	2,398,457
	2. 府 補 助 金	122,740
6. 財 産 収 入		1,720
	1. 財 産 運 用 収 入	1,720
7. 繰 入 金		3,131,901
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,825,737
	2. 基 金 繰 入 金	306,164
8. 諸 収 入		128
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	5
	2. 市 預 金 利 子	2
	3. 雑 入	121
歳 入 合 計		18,026,000

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総 務 費		399, 829
	1. 総 務 管 理 費	217, 161
	2. 徴 収 費	9, 346
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	171, 584
	4. 趣 旨 普 及 費	1, 738
2. 保 険 給 付 費		16, 772, 906
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	16, 359, 690
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	392, 804
	3. そ の 他 諸 費	20, 412
3. 地 域 支 援 事 業 費		825, 337
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	411, 135
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	100, 657
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	311, 889
	4. そ の 他 諸 費	1, 656
4. 基 金 積 立 金		7, 928
	1. 基 金 積 立 金	7, 928
5. 公 債 費		2, 000
	1. 公 債 費	2, 000
6. 予 備 費		18, 000
	1. 予 備 費	18, 000
歳 出 合 計		18, 026, 000

訓 令 甲

宇治市訓令甲第 1 号
宇治市職員旅費取扱規程等を廃止する規程を、次のとおり定める。
令和 7 年 3 月 2 8 日
宇治市長 松村 淳子
宇治市職員旅費取扱規程等を廃止する規程
次の各号に掲げる規程は、廃止する。
(1) 宇治市職員旅費取扱規程（昭和 4 6 年宇治市訓令甲第 1 9 号）

- (2) 旅費の特例に関する規程（昭和 4 7 年宇治市訓令甲第 1 1 号）
(3) 宇治市職員旅費条例第 1 0 条第 6 項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程（昭和 5 3 年宇治市訓令甲第 1 0 号）
附 則
(施行期日)
1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（庁内放送運用要領の一部改正）

第1条 庁内放送運用要領（昭和34年宇治市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第1項中「、総務・市民協働部管財課」を「、総務・市民協働部資産活用推進課」に改め、第2項及び第4項中「総務・市民協働部管財課長」を「総務・市民協働部資産活用推進課長」に改め、第5項中「、総務・市民協働部管財課」を「、総務・市民協働部資産活用推進課」に改める。

（宇治市警備員規程の一部改正）

第2条 宇治市警備員規程（昭和40年宇治市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号カ及び第5条中「総務・市民協働部管財課長」を「総務・市民協働部資産活用推進課長」に改める。

（寄付受納に関する取扱要綱の一部改正）

第3条 寄付受納に関する取扱要綱（昭和43年宇治市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第2項第1号イ中「、総務・市民協働部管財課長」を「、総務・市民協働部資産活用推進課長」に改め、同項第2号の表中「管財課長」を「資産活用推進課長」に改める。

別記様式第1号中「管財課長」を「資産活用推進課長」に改める。

別記様式第2号中「 殿」を「宛て」に改め、「@」を削る。

（宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正）

第4条 宇治市職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第34号を第36号とし、第33号を第34号とし、同号の次に次の1号を加える。

(35) 保育教諭

第2条中第32号を第33号とし、第17号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 副センター長

（宇治市庁舎防火管理規程の一部改正）

第5条 宇治市庁舎防火管理規程（昭和56年宇治市訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、総務・市民協働部管財課」を「、総務・市民協働部資産活用推進課」に改める。

第11条中「、総務・市民協働部管財課長」を「、総務・市民協働部資産活用推進課長」に改める。

（宇治市事務決裁規程の一部改正）

第6条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第25号とし、第17号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加える。

(17) センター長 事務分掌規則第4条第1項に規定するセンター長をいう。

(18) 副センター長 事務分掌規則第4条第2項に規定する副センター長をいう。

第4条第1項本文中「、課長」を「、課長、センター長、副セ

ンター長」に改め、同条第4項第13号中「、総務、市民協働部管財課」を「、総務・市民協働部資産活用推進課」に改める。

第6条第2項中「、参事」を「、参事、センター長、副センター長」に、「副課長」を「センター長」、「副センター長」、「副課長」に改める。

第12条第1項の表中

「

課長	副課長、副室長、主幹 (担任意務に限る。) 又は課長補佐	所管の係長	
----	------------------------------------	-------	--

」

「

課長	副課長、副室長、主幹 (担任意務に限る。) 又は課長補佐	所管の係長	
センター長	副センター長		

」

改める。

別表第1庶務に関する事項の部第8号ウ及び第9号ウ中「、副課長」を「、センター長、副センター長、副課長」に改め、同表人事に関する事項の部第1号ウ、第2号エ、第3号ウ及び第8号ウ中「、副課長」を「、センター長、副センター長、副課長」に改め、同表財務に関する事項の部第1号及び第3号中

「 を「 に改め、同部第4

管財課	資産活用推進課
-----	---------

」

号中「管財課」を「資産活用推進課」に改め、同部第5号及び第7号中

「 を「 に改め、同表工事

管財課	資産活用推進課
-----	---------

」

の施行に関する事項の部第6号中

「 を「 に改める。

建設総括室（建設総括室の所管に係るものに限る。）	
--------------------------	--

」

別表第2総務・市民協働部総務課に関する事項の項第5号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項第10号及び第11号を次のように改める。

10 情報公開に関すること。						
ア 重要なもの		○				
イ 比較的重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		
11 個人情報の保護に関すること						
ア 重要なもの		○				
イ 比較的重要なもの			○			
ウ 軽易なもの				○		

別表第2総務・市民協働部総務課に関する事項の項第17号中

「 を「 に改め、同表総務・市民協働部管財

○ ○	○
-----	---

」

課に関する事項の項中「総務・市民協働部管財課」を「総務・市民協働部資産活用推進課」に改め、同表総務・市民協働部市民課

に関する事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め

	○
--	---

○	
---	--

」

、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同項第7号中

「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同号を同項第6号とし、同

	○
--	---

○	
---	--

」

項第8号中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同号を同項第7

	○
--	---

○	
---	--

」

号とし、同項中第9号を第8号とし、同項第10号中

「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同号を同項第9号とし、同

	○
--	---

○	
---	--

」

項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号を削り、同項第14号中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改

	○
--	---

○	
---	--

」

め、同号を同項第12号とし、同項中第15号を第13号とし、同表総務・市民協働部税務課に関する事項の項中

「

課長

」を「

課長（担当課長を除く。）

」に改め、同表福祉

課長

課長（担当課長を除く。）

」

こども部乳幼児教育・保育支援センター準備室に関する事項の項中「福祉こども部乳幼児教育・保育支援センター準備室」を「福祉こども部乳幼児教育・保育支援センター」に改め、同項中

「

室長	副室長
----	-----

」を「

センター長	副センター長 又は担当課長
-------	------------------

」に改め、同表福祉

室長	副室長
----	-----

センター長	副センター長 又は担当課長
-------	------------------

」

子ども部地域福祉課に関する事項の項中

「

課長	
----	--

」を「

課長	主幹
----	----

」に改め、同項第8号中

課長	
----	--

課長	主幹
----	----

」

「

○	
---	--

」を「

○	○
---	---

」に改め、同表健康長寿部年金医療課

○	
---	--

○	○
---	---

」

に関する事項第8号中「被保険者証」を「資格確認書及び資格情報通知書」に改め、同表健康長寿部国民健康保険に関する事項の項第4号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険に係る資格確認書及び資格情報のお知らせ」に改め、同表建設総括室に関する事項第8号中「大型建設事業」を「事業」に改め、同表建設部治水対策課に関する事項の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「前各号」を「前3号」に、

「

○	○
---	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同表建設部住宅に関する事

○	○
---	---

○	
---	--

」

項の項中第7号を次のように改める。

(7) 市営住宅の増築及び模様替えを承認し、並びに無断増築及び模様替えに対し警告を行うこと						
---	--	--	--	--	--	--

。						
ア 重要なもの		○				
イ 軽易なもの				○		

別表第2建設部住宅に関する事項の項中第7号を次のように改める。

(9) 市営住宅の入居者に対して現状回復若しくは撤去を命じ、又は損害賠償をさせること。						
ア 重要なもの		○				
イ 軽易なもの				○		

別表第2都市整備部建築指導課に関する事項の項第6号及び第7号中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同項第17号中

	○
--	---

○	
---	--

」

「

○	○
---	---

」を「

○	
---	--

」に改める。

○	○
---	---

○	
---	--

」

（特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正）
第7条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務・市民協働部	管財課主幹	庁舎等市有財産に関すること。
----------	-------	----------------

」を

総務・市民協働部	管財課主幹	庁舎等市有財産に関すること。
----------	-------	----------------

庁舎等市有財産に関すること。

」

「

総務・市民協働部	資産活用推進課主幹	庁舎等市有財産に関すること。
----------	-----------	----------------

」に

総務・市民協働部	資産活用推進課主幹	庁舎等市有財産に関すること。
----------	-----------	----------------

庁舎等市有財産に関すること。

」

、

福祉こども部	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	乳幼児教育・保育推進事業及び（仮称）宇治市乳幼児教育・保育支援センターの準備に関すること。
	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	
	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	
	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	

を「

福祉こども部	乳幼児教育・保育支援センター担当課長	乳幼児教育・保育推進事業に関すること。
	乳幼児教育・保育支援センター主幹	

乳幼児教育
・保育支援
センター主
幹

乳幼児教育
・保育支援
センター主
幹

乳幼児教育
・保育支援
センター主
幹

乳幼児教育
・保育支援
センター主
幹

地域福祉課
主幹 民生委員、児童委員及び地域福祉計
画の推進に関すること。

に、「 を

介護保険課主幹	要介護認定及び要支援認定 に関すること。
---------	-------------------------

「 に、

健康づくり推進 課主幹	保健事業に関すること。
----------------	-------------

「 を

住宅課主幹	善法・東山地区住環境改 善事業に関すること。
-------	---------------------------

「 に

住宅課主幹	善法・東山地区住環境改 善事業に関すること。
都市整備部 建築指導課主幹	建築指導に関すること。

改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市訓令甲第3号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程の一部を改正する規程

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程（平成11年宇治市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「、規則第9条の5第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

別記様式第1号中「@」を削り、同様式の注書第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

別記様式第2号中「@」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第13号

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）に係る条件付一般競争入札について

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和7年4月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その3）
- （2）工事場所 宇治市伊勢田町南山21番地の1
- （3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

（既存棟）

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造3階建他
- ・延床面積 7,558.28㎡

（配膳室棟）

- ・規模構造 鉄骨造平屋建
- ・延床面積 76.80㎡

○工事概要

- ・長寿命化改修工事 一式
- 外壁改修工事
- 防水改修工事
- 内装改修工事
- 建具改修工事
- 塗装改修工事
- 外構改修工事
- ・配膳室棟増築工事 一式
- ・上記に伴う電気・機械設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

（4）工 種 建築一式工事

（5）工事期間 契約日から令和8年2月27日まで 275日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書

」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（Ｐ）が８００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（９）以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第２６条の５に定める要件を満たしていること。

（１０）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

（１１）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

３ 入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月１０日 午後２時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 ６１１－８５０１

京都府宇治市宇治琵琶３番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月１０日 午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和７年４月２２日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

（４）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年５月１４日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

ＦＡＸ番号：０７７４－２０－８７７８

（３）質疑の受付期間

令和７年４月４日 午前９時から

令和７年４月２３日 正午まで

（４）回答

回答については、令和７年４月２８日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。